

一般社団法人日本ボディアーティスト協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ボディアーティスト協会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

二 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、ボディアートの知識の普及啓発、人材育成および調査研究等を通じて、ボディアートをより安全且つ適正に社会に普及させることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 ボディアートに関する調査及び研究
- 2 ボディアートに関する広報活動
- 3 ボディアートに関する正しい知識の普及啓発及び人材育成
- 4 ボディアートに関する意見の表明
- 5 ボディアートその他美容産業の普及に取り組む国内外の団体等との相互交流、情報交換、相互支援活動
- 6 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の5種とし、個人正会員及び法人正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 1 個人賛助会員：当法人の事業を賛助するため入会した個人
- 2 個人正会員：当法人の目的に賛同して入会した個人
- 3 法人賛助会員：当法人の事業を賛助するために入会した法人又は団体
- 4 法人正会員：当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体

5 名誉会員：当法人の目的に賛同し、且つ、当法人の活動に関して功労があり、理事会が承認した法人、団体及び個人

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、別に定める申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

二 名誉会員は、入会金及び会費の納入を要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事会に提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき。
- 2 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- 3 その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 会費を6か月間以上滞納したとき。
- 2 会員である個人が死亡、後見開始の審判又は破産手続き開始の決定を受けたとき。
- 3 会員である法人又は団体が解散したとき。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、理事長が招集する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上25名以内

監事 3名以内

二 理事のうち、1名を代表理事とする。

三 代表理事を理事長とし、理事のうち、必要に応じ、3名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

二 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第20条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

二 副理事長は理事長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。

三 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

四 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

二 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

二 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

三 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

四 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第23条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 役員の報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 1 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 2 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 3 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除等)

第26条 当法人は、役員的一般社員および一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

二 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 当法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

二 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

二 前項の規定に関わらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところのより議事録を作成する。

二 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の提出)

第33条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

二 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

三 基金の返還の手続きについては、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

二 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

三 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、且つ、第1号及び第3号から第5号までの書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

二 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

三 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- 1 監査報告
- 2 会計監査報告

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の目的を有する団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公益団体に寄付するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第38条 当法人は剰余金の分配は行わない。

第8章 委員会

(各種委員会の設置)

第39条 当法人は、第3条の事業の推進を図るため、各種委員会を置くことができる。

二 前項に基づく各種委員会の設置及び廃止は、理事会で決定する。

三 委員会には、委員長及び委員を置く。

四 委員長は、理事長が理事会の承認を得て任命し、委員は委員長の推薦を受けて理事長が任命する。

五 前4項に定めるもののほか、各種委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第40条 当法人の事務の処理及び会務の執行を円滑に進めるため、事務局を設置する。

二 事務局には、事務局長及び職員を置く。

三 事務局長及び職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

四 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第41条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成24年3月31日までとする。